

[illegible]

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期
令和六年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 難波 徹

住所 岡山県岡山市中区国富二丁目二五番一一号
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

総合病院水島協同病院

医療機関の名称

総合病院水島協同病院

水島協同病院

令和六年四月一日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人社団百子会 やまな内科整形外科

倉敷市児島下の町一〇―一―一二

令和六年四月一日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

井原市上稲木町字岩之窪七一三の三から七一三の六まで、七一八の二、七一八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市玉島黒崎四四九四 中藤 弘志
倉敷市玉島黒崎五八八五 平田 欽男

二 加入区

黒崎連島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

黒崎連島漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年四月十二日から同月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 発起人の住所及び氏名

笠岡市白石島六九一 原田 房行

笠岡市白石島六四一 中川 太

二 加入区

白石島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

笠岡市漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年四月十二日から同月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市南区小串一六七一 木林 義春

岡山市南区小串一二四二―二 木林 洋介

二 加入区

小串

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

小串漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年四月十二日から同月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 湯原美甘線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地 先から 真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地 先まで	新	一二・六〇 二一・三	八四・〇
真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地 先から 真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地 先まで	旧	一一・六〇 二一・三	八四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央勝北線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡勝央町植月東字涉り場下モ二二六〇番一地先から 勝田郡勝央町植月東字甚五郎二二六一番 二地先まで	新	九・五〇 一四・五	二三・〇
勝田郡勝央町植月東字涉り場下モ二二六〇番一地先から 勝田郡勝央町植月東字甚五郎二二六一番 二地先まで	旧	九・五〇 一四・五	二三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宮原力万線
- 三 道路の区域

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市月田字猿ヶ谷一〇四二番一地先から 真庭市月田字小麦谷一一一番一地先まで	新	旧	四・六〇 五・一五	一三五・〇
真庭市月田字猿ヶ谷一〇四二番一地先から 真庭市月田字小麦谷一一一番一地先まで	旧	新	三・一〇 四・二五	一三五・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 古見月田停車場線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市上字いもうね二〇八九番一地先から 真庭市上字つえのもと二〇七七番一地先まで	新	旧	六・三〇 二二・二	一四三・〇
真庭市上字いもうね二〇八九番一地先から 真庭市上字つえのもと二〇七七番一地先まで	旧	新	四・七〇 二〇・三	一四三・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 阿口上線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市宮原字熊井峠口四八六番二地内	新	旧	七・九〇 七二・五	五九七・九
美作市宮原字熊井峠口四八六番二地内	旧	新	二・九〇 七一・六	五九七・九

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

一 道路の種類 県道
二 路線名 古見月田停車場線
三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市月田字六郎木二一四七番一地先から 真庭市月田字ガン仏一二九七番一地先まで	新		三・七 一八・二	一六四・五
	旧		三・七 一八・二	一六四・五

一 道路の種類 県道
二 路線名 和田北鶴田線
三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町和田北字石堂二五二番一地先から 久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一地先まで	新		八・〇 一七・一	一八五・三
	旧		三・四 七・七	一八五・三

一 道路の種類 県道
二 路線名 小原船頭線
三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市大田字吉備生一〇〇番八地先から 津山市沼字大加美五五一番一地先まで	新		七・五 二九・八	八〇三・一
	旧		六・二 一五・四	八〇三・一

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類				路線名	区間	供用開始年月日
県道				湯原美甘線	真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地先から 真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地先まで	令和六年四月十二日
阿口上線				真庭市上字いもうね二〇八九番一地先から 真庭市上字つえのもと二〇七七番一地先まで		
古見月田停車場線				真庭市月田字猿ヶ谷一〇四二番一地先から 真庭市月田字小麦谷一一一番一地先まで		
				真庭市月田字六郎木一一四七番一地先から 真庭市月田字ガン仏一二九七番一地先まで		

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。
令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

笠岡市及び井原市	測 量 区 域
基本測量（数値地図二万五千（土地条件）の作成）	測 量 の 種 類
令和六年三月三十一日	終 了 年 月 日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市法會地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年三月十八日から 同年五月三十一日まで	測 量 期 間

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

高梁市津川町地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年三月十九日	終 了 年 月 日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

久米郡美咲町大戸 下地内	測 量 区 域
公共測量（路線測量）	測 量 の 種 類
令和六年三月二十九日	終 了 年 月 日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市全域	測 量 区 域
公共測量（航空測量）	測 量 の 種 類
令和六年三月二十五日	終 了 年 月 日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市全域	測 量 区 域
公共測量（航空写真撮影）	測 量 の 種 類
令和六年三月二十五日	終 了 年 月 日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔一九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市全域	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年三月二十九日	終 了 年 月 日

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

〔二〇〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二〇番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目四番一一三号シャーマゾン中央B一〇二号

秋岡 辰哉

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月一日岡山県指令建指第四〇〇号

「二〇一」政財調解に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年四月十二日

岡山県知事 伊原 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

令和6年度ICT支援員等配置業務委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及びICT支援員等配置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「8情報・通信サービス」の格付区分が「A」であり、かつ小分類「2システム等開発・改良」、「3システム等管理運営」及び「8情報・通信サービスに係る調査」のいずれかに登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話 086－226－7264

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

電話 086－226－7826

電子メールアドレス kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年4月12日（金）から同年5月10日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和6年4月12日（金）から同年5月10日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同じ。）

5 入札及び開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月23日（木）午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が5(1)アの日時及び5(1)イの場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、5(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の

封筒に 1 (1) の件名及び 5 (1) アの日時を記載したものに限り。) をもって令和 6 年 5 月 22 日 (水) の午後 5 時までに到着するように郵送等により提出すること。ただし、再入札を行う場合は、その場で引き続き行うので、郵便入札を行った者は再入札に参加することができない。

(3) 入札方法

入札金額は、令和 6 年度 ICT 支援員等配置業務委託の履行に係る一切の費用に相当する金額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。) 第 131 条及び第 133 条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申出書等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be outsourced :

Reiwa 6th year ICT support staff, placement work consignment

(2) Contract period :

From the day contract is signed and submitted through March 31, 2025

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid manual

(4) Deadline for bidding :

10 : 00 A.M. 23 May, 2024

(5) Contact Information for Inquiries :
Okayama Prefectural Board of Education High School Education Division,
Education Digitization Promotions Office
2-4-6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL : (086) 226-7826

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

◎岡山県選管告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、倉敷市選挙管理委員会から、次のとおり異動があった旨報告があった。
令和六年四月十二日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

施 設 の 名 称	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
くらしき健康福祉プラザ	施設の管理者			
社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団				
社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団・クラレテクノ株式会社共同事業体				
令和六年四月一日				

◎岡山県公安委員会規則第六号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年四月十二日

岡山県公安委員会

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成十九年岡山県公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

第 号

報告等要求書

住 所

氏 名

殿

〔法人にあつては、その名称、事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

遺失物法（平成18年法律第73号）第25条第1項（第25条第2項）の規定により、次のとおり報告（資料の提出、保管物件の提示）を求める。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 報告を求める事項（提出を求める資料、提示を求める保管物件）

年 月 日

岡山県公安委員会

印

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に岡山県公安委員会に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に岡山県を被告として（訴訟において岡山県を代表する者は岡山県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起し、又はこ

令和6年4月12日 岡山県公報第12590号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

これらのいずれについても行うことができます。